

一般社団法人日本神経学会指導医の認定および認定更新手続きに関する規程

平成25年5月29日制定

平成29年1月27日改正

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本神経学会（以下「本学会」という。）が定めた一般社団法人日本神経学会専門医に関する規則（以下「専門医規則」という。）第10条の規定に基づき、一般社団法人日本神経学会指導医（以下「指導医」という。）の認定及び認定更新に関する手続きを定めることを目的とする。

第2章 指導医認定基準等

(指導医認定基準)

第2条 指導医の認定基準は、一般社団法人日本神経学会指導医基準（以下「指導医認定基準」という。）で定めるところによる。

(認定期間)

第3条 指導医の認定期間は、指導医認定基準で定めるところにより、5年とする。

2 前条の認定期間の始期は、毎年度4月1日とする。

第3章 認定申請手続き等

(認定申請手続き)

第4条 指導医の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日本神経学会指導医申請書（別紙様式1、以下「指導医申請書」という。）により、認定を申請するものとする。

2 指導医資格を申請することが可能となった者に対して、毎年度本学会事務局から予め申請手続きに関する案内を郵送により行う。ただし、申請手続きの案内を辞退した者には、案内を行わない。

3 前第1項の規定による指導医申請書は、様式を本学会ホームページからダウンロードし、必要事項を記載したうえで本学会事務局に郵送で提出するものとする。

(認定申請書提出時期)

第5条 指導医申請書の提出期間は、認定期間の始期が属する年度の前年10月1日から10月31日までとする。

(認定申請書の審査)

第6条 前条の規定に基づき提出された指導医申請書は、指導医認定基準で定めるところにより、本

学会施設認定委員会（以下「委員会」という。）が審査する。

- 2 委員会は、指導医申請書の記載事項について、申請者へ説明を求めるなど必要時に調査を行うことができる。
- 3 委員会は、審査の結果を本学会理事会（以下「理事会」という。）に報告する。

（認定および認定者への通知等）

第7条 理事会は、前条の規定に基づき委員会から申請書の審査結果についての報告を受けた後、その認定について速やかに審議するものとする。

- 2 理事会は、前条の規定に基づき審議した結果、認定することを決した者には、その旨を文書で通知する。
- 3 理事会は、認定した者を社員総会に報告する。

（認定証交付手続き）

第8条 指導医に認定された者は、本学会の指導医として登録するため、指導医認定基準で定める認定登録料10,000円を納付しなければならない。

- 2 理事会は、前条の規定に基づき認定登録料を納付した者に、専門医規則第10条第4項で定めるところにより、指導医認定証を交付する。

第4章 認定更新手続き等

（認定更新）

第9条 指導医の認定は、認定後5年毎に更新するものとする。

（認定更新の基準）

第10条 認定を更新する場合は、指導医認定基準で定める基準のうち、次の各号に掲げる項目を満たしていなければならない。

- (1) 申請時、直近5年間で学会発表（講演会を含む。）もしくは論文発表の合計3編以上あること（共同演者・共著者でも可）。
- (2) 申請時、直近5年間に医師、メディカルスタッフ等医療従事者を指導した実績があること。
なお、指導した人数は問わない。
- (3) 申請時、65歳未満であることを原則とし、65歳以上の場合は、施設認定委員会において検討する。

（認定更新手続き）

第11条 認定期間終了後、引き続き指導医の認定を受けようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、日本神経学会指導医申請書（別紙様式2、以下「指導医更新申請書」という。）により、認定更新の申請を行い、審査を受けるものとする。

- 2 認定更新期間が満了する指導医には、第4条の第2項の規定に準じて、本学会事務局から申請手

続きに関する案内を郵送により行う。

3 前第1項の規定による指導医更新申請書は、本学会事務局に郵送で提出するものとする。

(認定申請書提出時期)

第12条 指導医更新申請書の提出時期は、第5条の規定を準用する。

(認定更新申請書の審査)

第13条 前条の規定に基づき提出された指導医更新申請書に関する委員会での審査、調査および理事会への報告については、第6条の規定を準用する。

(認定および認定更新者への通知等)

第14条 認定更新申請書に関する理事会での審議、認定書への通知および社員総会への報告については、第7条の規定を準用する。

(認定証交付手続き)

第15条 指導医の更新を認定された者の登録料の納付および指導医認定証の交付手続きについては、第8条の規定を準用する。

第5章 指導医資格の喪失

(指導医資格の喪失)

第16条 指導医の資格は、専門医資格を喪失したときに同時に喪失するものとする。

第6章 雑則

第17条 理事会は、指導医の認定および認定更新の手続きに関して、この規程に定めがなく手続きを円滑に進めるうえで必要な事項について、別に定めることができる。

第18条 本規程の改正は、委員会の審議を得たうえで、理事会の承認を要する。

附則

この規程は、平成25年5月29日から施行する。

附則

この規程は、平成29年1月27日から施行する。